

平成29年8月16日
航空局航空機安全課
東京航空局

多摩川エアロシステムズ株式会社に対する業務改善勧告について
～安全確保のため厳格に指導監督を行って参ります～

多摩川エアロシステムズにおいて、航空機用バッテリーの不適切な整備作業が実施されていたと認められましたので、東京航空局は本日付で同社に対して業務改善勧告を行い、必要な再発防止策を講じた上報告するよう指示しました。

東京航空局は、平成29年8月1日から2日にかけて多摩川エアロシステムズの鹿児島事業所に立ち入り検査を行ったところ、航空機用バッテリーの整備において、規定された手順のうち通気孔バルブの試験及び接続端子の検査の未実施を度重ねていたことが明らかになりました。

これを受け、本日付で同社に対して業務改善勧告を行いました。

- 1) 今般判明した不適切な作業が実施された事実が社内において見過ごされ、必要な措置がとられていなかった要因・背景等を分析すること
- 2) 以下に掲げる具体的な改善措置を講じること
 - ・ 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育
 - ・ 安全管理体制の抜本的見直し
 - ・ 業務実施体制の見直し

航空局としては、同社において再発防止が確実に図られ確実な整備のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

添付資料：多摩川エアロシステムズ株式会社に対する業務改善勧告文書

問い合わせ先

国土交通省東京航空局安全統括室航空機検査官

前任航空機検査官 小松

次席航空機検査官 澤原

直通：03-5275-9325

FAX：03-5216-5571

東空検第2459号
平成29年8月16日

多摩川エアロシステムズ株式会社
代表取締役社長 阿川 稔 殿

国土交通省 東京航空局長
山口 勝弘

整備作業等の適正な実施について（業務改善勧告）

貴社鹿児島事業所に対し平成29年8月1日から2日にかけて航空法第134条に基づき立入検査を実施したところ、下記1. のとおり不適切な作業を実施している事実が認められた。

貴社の整備作業にあつては、本社工場における航空機用バッテリーの整備において、規定された基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしているように記録を作成し、出荷を繰り返していたとの事実を平成29年4月6日付で当局宛に自主申告し、再発防止策を講じている中で今般の事態が発生したことは誠に遺憾である。

ついでには、今般判明した不適切な作業が実施された事実が社内において見過ごされ、必要な措置がとられていなかった要因・背景等を分析するとともに、下記2. に掲げる具体的な改善措置を講じ、8月31日までに文書により報告されたい。

なお、これらは現時点で判明したものであり、今後、必要に応じ追加勧告等を行うことがあることを念のため申し添える。

記

1. 不適切な作業の実施

今回の立入検査において、航空機用バッテリーの整備において、規定された手順のうち通気孔バルブの試験及び接続端子の検査の未実施を度重ねていたことが確認された。

さらに当該事案について改善の機会があつたにもかかわらず、社内において必要な要因分析や再発防止策を講じていなかった。

鹿児島事業所における航空機用バッテリーの整備作業は貴社が保有する航空法第 20 条に基づく認定事業場の対象となっていないが、作業の実施にあたっては認定事業場の安全管理体制及び業務実施体制と共通の体制のもとで行われていることから、今般の同事業所で発生した不適切な作業は、認定事業場が負うべき認定業務を的確に実施して航空機の安全性を確保することの責任・自覚や法令遵守の意識が著しく欠如していることが認められる。

また、安全に影響を及ぼす事象が発生した場合、直ちに必要な対応を行うとともに、事実関係を調査し原因を究明した上で、適切に再発防止策を講じるとともに的確に当局に報告を行うという安全管理システムが十分に機能していないことも認められる。

2. 講ずるべき措置

認定事業場は、航空機装備品の整備に係る認定業務を適切に遂行し、航空機の安全を確保することが最大の使命であり、認定事業場と同一の品質保証制度の下に行われるその他の業務の実施についても同様である。

認定業務の適切な運営のためには、認定事業場が定める業務規程はもとより、安全管理規定で定める安全に係る基本方針の達成に向けて、最高責任者（社長）を中心として各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要であるとの認識のもと、以下の措置の実施を勧告する。

(1) 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育

全社員に対して安全意識の徹底及び法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

(2) 安全管理体制の抜本的見直し

安全に影響を及ぼす事象が発生した場合、適切な評価・分析をし、必要な再発防止策が講じられるよう、貴社の安全管理体制を抜本的に見直すこと。

(3) 業務実施体制の見直し

認定業務及び認定業務と同一の品質保証体制の下で実施するその他の業務について、確実に整備業務を実施するために必要な知識・能力を有する者の配置や業務手順の見直しなど、貴社の認定業務実施体制の見直しを行うこと。